

## 協 定

### 【静岡県遊漁船業協会・榛原地区沿岸一本釣漁業者連合会】 御前崎沖遊漁協定

榛原地区沿岸一本釣漁業者連合会(以下「甲」という)と静岡県遊漁船業協会(以下「乙」という)は、御前崎沖における漁業と遊漁の紛争を回避し、円滑な操業を図るため、下記の条項を締結する。

#### 記

- 1 (1) 乙は、次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線及びa、b、c、d、aの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域において操業しないものとする。但し、金洲ノ瀬(200メートル等深線以浅)及び次のホ、ロ、ハ、へ、ホの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域(金洲ノ瀬を除く)については、次の2により、操業できるものとする。
- (2) 乙は、次のハ、ニの各点を結んだ線以南における区域(金洲ノ瀬を除く)では、操業を自粛するものとする。

点の位置(但し、日本測地系の地図に基づく緯度・経度とする。)

イの点 北緯34度27分48秒、東経138度00分31秒  
ロの点 北緯34度26分06秒、東経138度25分46秒  
ハの点 北緯34度17分39秒、東経138度22分28秒  
ニの点 北緯34度19分13秒、東経137度57分31秒  
ホの点 北緯34度26分43秒、東経138度16分43秒  
への点 北緯34度18分13秒、東経138度13分31秒  
aの点 北緯34度31分46秒、東経138度14分15秒  
bの点 北緯34度31分46秒、東経138度15分00秒  
cの点 北緯34度30分42秒、東経138度15分00秒  
dの点 北緯34度30分42秒、東経138度14分15秒

\*イ、ロを結ぶ線は、平成6年9月30日以前の旧ロラン数字36,440に、  
ハ、ニを結ぶ線は、平成6年9月30日以前の旧ロラン数字36,540に、  
イ、ニを結ぶ線は、平成6年9月30日以前の旧ロラン数字60,020に、  
ロ、ハを結ぶ線は、平成6年9月30日以前の旧ロラン数字60,160に、  
ホ、へを結ぶ線は、平成6年9月30日以前の旧ロラン数字60,110に、  
相当する。

点の位置(但し、世界測地系の地図に基づく緯度・経度とする。)

イ 北緯34度27分59.987秒、東経138度00分20.064秒  
ロ 北緯34度26分18.036秒、東経138度25分34.939秒  
ハ 北緯34度17分51.088秒、東経138度22分16.974秒  
ニ 北緯34度19分25.040秒、東経137度57分20.097秒  
ホ 北緯34度26分55.018秒、東経138度16分31.983秒  
へ 北緯34度18分25.070秒、東経138度13分20.018秒  
a 北緯34度31分58.044秒、東経138度14分03.981秒  
b 北緯34度31分58.045秒、東経138度14分48.977秒  
c 北緯34度30分54.052秒、東経138度14分48.979秒  
d 北緯34度30分54.051秒、東経138度14分03.983秒

\*これまでの協定による日本測地系の海図に基づく緯度・経度を、  
海上保安庁の変換プログラムを使用し歪み補正を行い変換して  
いる。

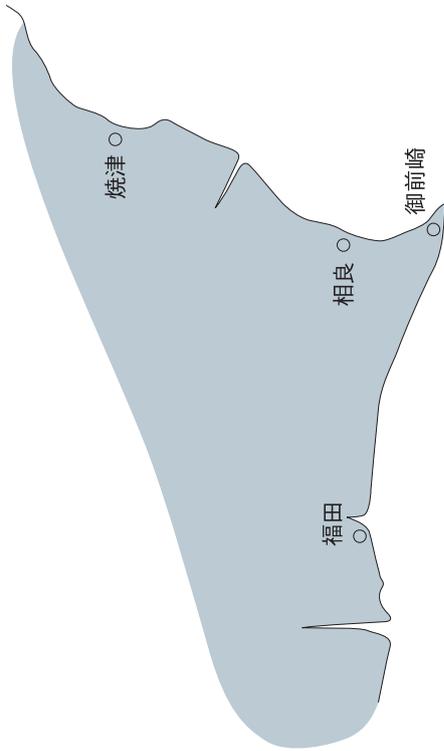
- 2 乙の前期1のただし書の区域に係る操業期間は次のとおりとする。

#### (1) 金州ノ瀬

- 魚類は4月1日から11月30日まで操業可

- イカは6月10日から11月30日まで操業可  
但し、6月10日が市場の休日の場合は、その翌日からとする。
- (2) ホ、ロ、ハ、ヘ、ホの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（金州ノ瀬を除く。）
- 魚類は6月10日から12月31日まで操業可  
但し、6月10日が市場の休日の場合は、その翌日からとする。
  - イカは6月10日から翌2月末日まで操業可  
但し、6月10日が市場の休日の場合は、その翌日からとする。
- 3 北緯34度33分30秒以南での乙の操業時間は次のとおりとし、操業に際しては、標旗を掲げるものとする。
- (1) 4月 午前6時30分から午後1時まで
  - (2) 5月から9月まで 午前6時から午後1時まで
  - (3) 10月 午前6時30分から午後1時まで
  - (4) 11月から3月まで 午前7時から午後1時まで
- 4 乙が御前崎沖でイカ釣遊漁を操業しようとする時は、甲と賀茂船主組合連絡協議会との間で締結している協定書を尊重し、次により操業するものとする。
- (1) 甲と賀茂船主組合連絡協議会との間で毎年協議して定めるイカ釣漁業の解禁日(6月10日、以下「解禁日」という。)から翌2日末日までとする。ただし6月10日が市場の休日の場合はその翌日からとする。
- 5 乙は、航行及び操業に際しては、甲の漁業の操業上の慣習を理解し、甲の操業の妨害にならないよう注意しなければならない。
- 6 甲及び乙は、通常の操業により生じた事故の損害等については、双方誠意を持って解決に努めなければならない。
- 7 甲及び乙は、操業時には事故等の未然防止などのために、双方とも統一周波数(超短波27—963)に合わせて連絡し合わなければならない。
- 8 この協定事項に違反した者の処置については、甲、乙協議の上これを決める。
- 9 本協定の有効期限は、1年間とする。ただし、甲及び乙において有効期限満了の2ヶ月前までに申し入れのないときは、有効期限は更に1年間自動的に延長するものとする。
- 10 本協定書は、甲、乙各1通を保有する。

2023年3月10日

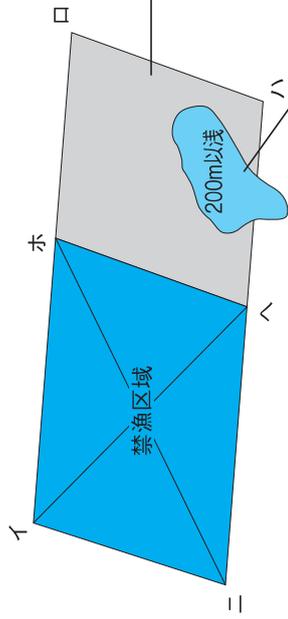


**北緯34度33分30秒**

北緯34°33'30"以南での乙の操業時間は次のとおりとし、操業に際しては標旗掲げるものとする。

- (1) 4月 午前6時30分から午後1時まで
- (2) 5月から9月まで 午前6時から午後1時まで
- (3) 10月 午前6時30分から午後1時まで
- (4) 11月から3月まで 午前7時から午後1時まで

乙：遊漁船業協会



乙はハ、二の各点を結んだ線以南における区域（金州ノ瀬を除く。）では、操業を自粛

**遊漁船航行区域に注意しましょう**

**点の位置**

（但し、日本測地系の海図に基づく緯度・経度とする）

- イの点 北緯34度27分48秒、東経138度00分31秒
- ロの点 北緯34度26分06秒、東経138度25分46秒
- ハの点 北緯34度17分39秒、東経138度22分28秒
- ニの点 北緯34度19分13秒、東経137度57分31秒
- ホの点 北緯34度26分43秒、東経138度16分43秒
- ヘの点 北緯34度18分13秒、東経138度13分31秒
- アの点 北緯34度31分46秒、東経138度14分15秒
- ボの点 北緯34度31分46秒、東経138度15分00秒
- コの点 北緯34度30分42秒、東経138度15分00秒
- ドの点 北緯34度30分42秒、東経138度14分15秒

\*イ、ロを結ぶ線は、平成6年9月30日以前の旧ロラン数字36,440に、

ハ、コを結ぶ線は、平成6年9月30日以前の旧ロラン数字36,540に、

イ、ニを結ぶ線は、平成6年9月30日以前の旧ロラン数字60,020に、

ロ、ハを結ぶ線は、平成6年9月30日以前の旧ロラン数字60,160に、

ホ、ヘを結ぶ線は、平成6年9月30日以前の旧ロラン数字60,110に、

相当する

**期限付遊漁区域**

- 魚類は6月10日から12月31日まで操業可  
（ただし、6月10日が市場の休日の場合は、その翌日からとする）
- イカは6月10日から翌2月末日まで操業可  
（ただし、6月10日が市場の休日の場合は、その翌日からとする）

**金州ノ瀬**

- 魚類は4月1日から11月30日まで操業可
- イカは6月10日から11月30日まで操業可  
（ただし、6月10日が市場の休日の場合は、その翌日からとする）